

山梨県公報

第二千七百十二号

平成二十九年

七月十日

月 曜 日

目次

告示

○平成二十九年における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日……………五二五

○県営土地改良事業計画の決定(二件)……………五二五

○道路の区域変更……………五二五

○個人情報保護条例の施行状況……………五二六

○行政文書の開示の実施状況……………五二六

○平成二十九年度クリーニング師試験の実施……………五二六

○公共測量の実施(三件)……………五二七

○開発行為に関する工事の完了について……………五二八

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五二八

人事委員会

○平成二十九年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………五二八

その他

○あつせん員候補者の告示……………五三二

告示

山梨県告示第二百十六号

平成二十九年における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、平成二十九年七月十日及び同年九月十日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十日にあつては午後五時前に、同年九月十日にあつては午後五時以後に利用を開始する場合に限り、許可を要しないものとする。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県告示第二百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業後沢地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後藤 斎

一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間 平成二十九年七月十三日から同年八月十日まで

三 縦覧場所 甲斐市役所

四 審査請求期間 平成二十九年八月十一日から同月二十五日まで

山梨県告示第二百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業竜地地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後藤 斎

一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間 平成二十九年七月十三日から同年八月十日まで

三 縦覧場所 甲斐市役所

四 審査請求期間 平成二十九年八月十一日から同月二十五日まで

山梨県告示第二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年七月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後藤 斎

一 道路の種類 県道

二 路線名 駒ヶ岳公園線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市白州町横手字中込一四一六番一地从先から 北杜市白州町横手字新居道上一八四七番三 地先まで	一一・九 三一・二	四・九 二五・七		三六九・〇 三六九・〇

公 告

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成二十八年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次
のとおり公表する。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 山梨県個人情報保護条例の施行状況

個人情報保護取扱事務の登録の件数

一、〇六八件

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数

一〇、三三九件

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況

一〇、三三九件

不服申立ての件数

〇件

不服申立ての処理状況

〇件

事業者の登録状況

八四三件

事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数

〇件

二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

知事

一五〇件

教育委員会

六、三六一件

人事委員会

三二五件

警察本部長

三、二九一件

地方独立行政法人山梨県立病院機構

七二件

公立大学法人山梨県立大学

一四〇件

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、平成二十八年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 行政文書の開示の状況

開示請求

七九〇件

開示決定

六九七件

全部開示決定

一八五件

一部開示決定

五二二件

不開示決定

五九件

取下げ

三四件

不服申立て（審査請求）

四件

不服申立て（審査請求）に対する裁決又は決定

二件

二 実施機関別の請求の状況

知事

七〇八件

議会

二二二件

教育委員会

一四件

選挙管理委員会

八件

人事委員会

三件

公安委員会

一件

公営企業管理者

四件

警察本部長

二二二件

地方独立行政法人山梨県立病院機構

一件

山梨県住宅供給公社

一件

山梨県道路公社

六件

● 平成二十九年年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 試験日時 平成二十九年十月十六日（月）午前九時三十分から

二 試験場所 甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅ

あ総合)

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
 - 4 洗濯物の処理に関する技能
- (一) 繊維の鑑別に関する技能
- (二) ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能
- 四 受験資格 クリーニング業法第七条第三項に規定する者
- 五 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類(卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はその認定書の写し等)
- (四) 写真(出願前六月以内に撮影した手札形(縦十二・七センチメートルかつ横八・九センチメートル)、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの)
- 2 受験手数料 七千円(受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)
- 3 受験願書受付期間 平成二十九年八月二十一日(月)から同年九月一日(金)まで(以下「受付期間」という。)の山梨県の休日を除く毎日(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、4に掲げる受験願書の提出先に持参すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること(受付期間内の消印のあるものを有効とする。)
- 4 受験願書等の提出先 受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する各保健福祉事務所(保健所)(支所を含む。以下同じ。)に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

六 試験結果の発表等

- 1 合格者の発表 平成二十九年十月二十三日(月)午前九時に山梨県防災新館東側及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を

受験番号で発表する。

- 2 可否通知書の送付 受験者には、試験結果発表後に可否通知書を郵送する。
- 七 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三三―一四八八
山梨県中北保健福祉事務所(中北保健所) 衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―二三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所(中北保健所峡北支所) 衛生課	斐崎市本町四丁目二番四号	〇五五―二二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所(峡東保健所) 衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五三―二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所(峡南保健所) 衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所) 衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―九〇三三

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大月都留広域事務組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(数値図化 地図情報レベル千)
- 二 測量の地域 大月市域及び都留市域
- 三 測量の期間 平成二十九年五月十一日から同年八月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(デジタル撮影 数値地形図データ作成 地図情報レベル二千五百)
- 二 測量の地域 笛吹市(都市計画区域内)
- 三 測量の期間 平成二十九年六月二十日から平成三十年三月十六日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 二 測量の地域 富士吉田市上吉田
- 三 測量の期間 平成二十九年七月三日から同年八月十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月十日 山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字北八ツ倉五千五百一十一の一部、五千五百五十五の一部及び五千五百五十六の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都港区赤坂二丁目十番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内 Saturnia 特定目的会社 取締役 山崎亮雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年七月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字白木平八千三十五の三、八千三十五の四、八千三十五の五、八千三十五の六、八千三十五の七、八千三十五の八、八千三十五の九、八千三十五の十、八千三十五の十一、八千三十五の十二、八千三十五の十三、八千三十五の十四、八千三十五の十五、八千三十五の十六、八千三十五の十七、八千三十五の十八、八千三十五の十九、八千三十五の二十、八千三十五の二十一、八千三十五の二十二、八千三十五の二十三、八千三十五の二十四、八千三十五の二十五、八千三十五の二十六、八千三十五の二十七、八千三十五の二十八、八千三十五の二十九、八千三十五の三十、八千三十五の三十一、八千三十五の三十二、八千三十五の三十三、八千三十五の三十四、八千三十五の三十五及び八千三十五の三十六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 ゴミステーション	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市中曾根三丁目十番八号 協栄エンジニアリング株式会社 代表取締役 武川富子

人事委員会

● 平成二十九年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について
平成二十九年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十日 山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。 高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事相当職又は主任相当職として採用する。

2 受験資格

(1) 昭和33年4月2日以降に生まれた者

(2) 山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験を5年以上（平成29年3月末現在）有する者（ただし、平成29年4月1日以降、山梨県内で勤務している者又は勤務した経験のある者は除く。）

ア 「山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。

- ・ 勤務していた事業所における正規雇用形態の職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していた期間は職務経験に通算することができる。
- ・ 休暇・休業・退職等のため1ヶ月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

イ 「平成29年4月1日以降、山梨県内で勤務している者又は勤務した経験のある者」とは、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県内に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職員として勤務している者又は勤務した経験のある者であって、アルバイトやパートタイム形態で勤務している者を除く。

ウ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。）に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内掲載日、受付期間、受付時間及び受付方法

(1) 試験案内掲載日（山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載）

平成29年7月14日（金）

(2) 受付期間

- ・平成29年8月10日（木）から平成29年9月1日（金）まで
- ・平成29年9月1日（金）は、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

期間中、常時受付

(4) 受付方法

インターネットによるものとする。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成29年9月17日（日） （受付時間）午前8時30分から 午前8時50分まで	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次試験	平成29年10月15日（日）	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
	平成29年10月28日（土）又は平成 29年10月29日（日）のいずれか指 定する1日	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 〔試験時間150分〕	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
第2次試験	人物試験	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
		社会性、貢献度、指導性等について、集団討論を行う。
		表現力、積極性、創造性等について、個別面接(2回)を行う。

	論文試験 〔試験時間90分〕	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

- ※ 第1次試験は、活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。
- ※ 集団討論及び論文試験の課題は、試験日の前日までに人事委員会事務局において決定する。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順位に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成29年9月29日（金）
- イ 最終合格者発表 平成29年11月6日（月）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページ／職員採用サイトにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、233,900円程度となる。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 教養試験の例題及び正答番号並びに人物試験集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページ／職員採用サイトに掲載するとともに、山梨県県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。

(2) 詳細は、「平成29年度山梨県（U・Iターン型）民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

その他

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十九年七月十日

山梨県労働委員会
会長 田中正志

氏名	経歴	委嘱年月日
田中正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長	平成十九年七月五日
小野正毅	弁護士 第四十一・四十二期山梨県労働委員会会長代理	平成二十七年七月二日
赤池幸江	特定社会保険労務士 第四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月三日
勝俣高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
齋藤雅代	山梨学院大学准教授 第四十一・四十二期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
萩原雄二	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日

窪田清	山梨県電力総連会長 第三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
久保寺成典	J P 労働組合山梨連絡協議会議長 第四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十九年七月三日
齊藤伊人	TDK労働組合甲府支部支部執行委員長 第四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
飛田博之	UAゼンセン山梨県支部支部長 第四十二期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十九年七月三日
小林隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一・四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
栗山直樹	株式会社栗山商店代表取締役社長 第四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
田中一利	有限会社ファイブスリー清掃顧問 第四十一・四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十八年七月二十七日
長坂正彦	株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 第四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
古屋哲彦	公益財団法人産業雇用安定センター山梨事務所参与 第四十二期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日

清水正	山梨県労働委員会事務局長	平成二十九年四月二十六日
鈴木昌樹	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十九年四月二十六日
入倉俊郎	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十八年四月二十七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番